

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公表します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和八年一月二十三日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和七年十月九日奈良県指令中土第五八一一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和八年一月八日中土第七七一一七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市新賀町二九九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市新賀町四三〇番地

東田充雅